

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(令和7年4月1日現在)

単位(円)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(適合証添付の場合)	認定申請	計画変更認定申請
一戸建て住宅	5,800	4,100
一戸建て住宅以外		
住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	23,800	16,700
当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	52,800	37,000
当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	94,700	66,500
当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	119,000	83,500
当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	148,000	103,000
非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	19,500	13,800
当該部分の床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	31,600	22,200
当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	94,300	66,100
当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	149,000	104,000
当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	188,000	132,000
当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	235,000	165,000

備考(概要)

手数料算定上の床面積には常時外気に開放された部分の床面積を含む。

一戸建て住宅以外の住宅の場合の床面積は、住戸部分と共用部分の床面積の合計とする。ただし、仕様基準、誘導仕様基準による評価の場合、共用部分が無い場合、共用部分を評価しない場合には当該共用部分の床面積を加算しない。

住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。

複数建築物の認定申請の場合、申請対象建築物の手数料額と他の建築物の手数料額を合算した額とする。

複数建築物の認定申請において、申請対象建築物と他の建築物を同様の方法により評価した場合、他の建築物の手数料額は適合性判定の適合証添付の場合の手数料(この表と同じ)を適用する。

※適合証の添付がない場合は、金額が変わります。

※詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。